

決議

本大會は労働階級の生活保證を獲んがため、労働者の賃銀及び生活状態を調査すべく、次の実行方法を以て、日本労働組合評議會中央常任委員会に建議するものがある。

- 一、評議會所屬各組合の調査部に一名の最低賃銀調査委員を任命し組合員の賃銀及生活費を調査せしむること、
- 二、調査人員は、家族を有する労働者十組、独身者二十名(内女十名)幼年等については一個月標準調査すること、
- 三、右調査の際の物價は、公設市場小賣値段を中心とすること、
- 四、各組合の調査部は、調査表を作製発表し、討議の上總本部は確實なる最低賃銀表を作製発表すること、

理由

過去及び現在に於て最低賃銀制定の要求は、常にスローガンとして掲げられて来たが、未だその制定を見ない。吾々は此の最低賃銀を制定せしめ、労働階級の生活標準を確立せんがため、労働者の生活及び賃銀を調査し、以てこれが実行を期するものである。

隅田川精鉄所に於ける罰金制度撤廃に關する決議案

向島支部提出 説明者 城戸 房男

決議

本大會は向島隅田精鉄所に於て行はる、悪罰金に附の即時撤廃を決議す

理由

府下向島に於る隅田精鉄所に於ては先頃カストライキによつて好結果を得ざりし爲め、職工の大部分は會社の御用団体たる工友會に入つたやうな状態であつた。然れども労働者の生活の貧困は、それ自体が戦闘的労働組合の必要を感じさせつゝある。

この隅田川工場は、他に見ざる封建的劣悪制度として罰金制が存在してゐる。之は例へば無届欠勤は一円、早出欠勤は五十文、不良品は日給の二分を引去ると云つたやうな、実に悪い制度であつて、五百有餘の従業員諸君は、これがために貧困のどん底に墮落せしめられて、よつて我等は、断乎としこか、封建的悪制度を撤廃せんとす